

[事案 2022-81] 就業不能給付金支払請求

・令和5年6月23日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

変形性股関節症により令和3年2月から同年3月まで入院し、手術後のリハビリのため同年3月から同年5月まで入院したため、令和2年10月に契約した組立型保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が一部解除となり給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約解除を無効とし、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)告知の際、変形性股関節症になってはいたが、今すぐ手術する必要はないと主治医から言われており、そのことを募集人に伝えている。
- (2)告知後に募集人に連絡し、変形性股関節症のことを確認したところ、大丈夫と言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から変形性股関節症のことは一切聞いていない。
- (2)申立人から、告知後に確認の連絡があったという事実もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められ、契約解除の無効と就業不能給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)タブレットにおける一連の申込手続は、申込内容の最終確認の署名後、タブレット上にて告知の際の注意事項を確認して告知書を作成し、その後再度署名するという流れで行われることになっているが、申込内容の最終確認の署名から告知書作成後の署名までの時間が数分程度しかないことが認められた。
- (2)募集人は、事情聴取において、申立人が告知書を作成したと陳述しているが、初めて告知をタブレットで行う申立人からすれば、10個の質問項目がある告知書を作成するには相当程度の時間がかかると思われるなかで、ばね指を告知しその詳細内容もタブレットで記入している。
- (3)募集人は、告知における注意事項を確認した後、告知書の各質問項目を読んでそれを回答し、詳細内容を記入するということが、通常数分で行えるようなものではなく、本件においては、早足で告知を行ってしまったかもしれないなどと陳述した。
- (4)タブレットによる告知手続は、タブレット操作に慣れていない契約者がいる場合もあるた

め、十分な時間をかけて丁寧に行うべきだが、本件については、これについての十分な配慮がなされていなかった。